

大規模災害時の福祉支援に係る連携・協力に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下、「甲」という。）と、住吉区福祉避難所等連絡会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における福祉避難所・緊急入所施設の運営体制を強化するため、甲の要請に基づき、乙が被災していない他都市等の福祉関係機関に対して応援職員派遣等の協力依頼を行うことについて、この協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、乙が連携する被災していない他都市等の福祉施設・介護事業所等から専門職員を招集し、大阪市住吉区内に設置する福祉避難所・緊急入所施設の運営支援を行うことで、要配慮者の安全確保及び福祉支援の強化を図ることを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 乙は、大規模災害発生時において、甲からの要請に基づき、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）被災していない他都市等の福祉施設・介護事業所等とのネットワークを活用した介護職員等の応援要員の要請
- （2）その他、甲が求める応援職員の派遣等の支援で、乙が実施可能な範囲のもの

（要請及び調整）

第3条 甲は大規模災害時に支援が必要と認めた場合、乙に対して支援要請を行う。

- 2 乙は、要請内容、他都市等の施設の状況、応援要員確保の可能性等を踏まえ、可能な範囲で応援職員の対応を行う。
- 3 乙は、前項により取得した情報については、その都度、甲へ報告する。
- 4 応援職員の派遣方法、派遣期間、配置場所、経費等の詳細は、その都度、協議のうえ決定する。

（関係機関との連携）

第4条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし自動更新する。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月5日

甲 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市
大阪市協定締結担当者
住吉区長 橘 隆義

乙 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区福祉避難所等連絡会
委員長 福留 千佳